

「江別市個人情報保護条例の一部改正(案)」に対する 意見募集の結果と市の考え方

平成27年8月
江別市総務部総務課

■意見の募集結果

募集期間	平成27年7月6日～平成27年8月5日
提出者数	3人
提出件数	3件

■意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案に反映するもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの
D	案に反映しないもの
E	その他の意見

※特記事項

パブリックコメントの内容については、提出者の意見をできるだけ正確に表すため、人物を特定できるような固有名詞やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	意見の反映状況
1	<p>マイナンバー制度が言われ始めた時から「個人情報漏えい」が大きな問題として取り上げられ今日に至っている。この制度設計以前に「特定個人情報保護評価」がなされ、公表されるべきものであり、プログラムが先行したり、同時進行は許されない。</p> <p>江別市においても個人情報漏えい防止の具体的手法や漏えいした場合の処置等何ら不明である。</p> <p>個人情報保護(漏えい防止)の詳細を市民に広く周知すること、マイナンバー制度の詳細の周知を図る必要がある。</p> <p>今回の意見募集についても「意見募集」としていることを知っている市民はどれ程いると思いますか。</p>	<p>特定個人情報保護評価につきましては、特定個人情報保護評価指針の経過措置に基づき、個人番号を保有する前に評価を実施しており、既に5事務7評価書について評価、公表しております。残りの事務についても同様の取扱いにより評価し、公表してまいります。</p> <p>マイナンバーを含む特定個人情報の保護につきましては、制度面で、番号法の規定や江別市個人情報保護条例等の改正により厳格に取り扱うほか、番号法においては罰則規定も強化されております。システム面では、特定個人情報が国の機関や地方自治体などで分散管理され、かつ情報の連携ではマイナンバーを使用せず暗号化するなどの対策を講じており、本市においても情報セキュリティポリシーの改正などによってセキュリティ強化に努めてまいります。</p> <p>制度の市民周知については、これまで広報えべつへの特集記事の掲載、本市ホームページへのマイナンバー専用ページ開設、マイナンバー広報チラシの全戸配布等を実施してきており、今後も当条例改正(案)を含め、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。</p>	E
2	<p>マイナンバー制度導入について</p> <p>日本には戸籍があるので必要ありません。</p> <p>マイナンバーを使用している国は戸籍がないか国民をがんじがらめにしたいからです。</p> <p>絶対に反対です。</p>	<p>マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に異なる番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野で、国や地方自治体などで分散管理する情報を連携する法律に規定された制度であります。この制度は、公平・公正な社会の実現や、年金・福祉などの手続きが簡素化されることによる利便性の向上、行政の効率化を図るものであり、市といたしましても法令に基づき適切に運営してまいりたいと考えております。</p>	E
3	<p>「マイナンバー」についてのパブ・コメに寄せて、十月施行を国が決めたといっても、結論から先に言うと、大いに疑問・不安を否認せず、これにかかる費用を含め、国に国民の個人情報が管理される恐ろしさもあわせると、マイナンバーの施行に反対します。</p> <p>住基ネットだけでもういいのではないのでしょうか。</p> <p>個人の財産、趣味、傾向全て国が情報管理する時代は、戦争する国家につながります。</p> <p>今でさえ個人情報流出するケースが後を絶たないのに国が情報管理するマイナンバー制は民意に背くものです。</p>	<p>マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に異なる番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野で、国や地方自治体などで分散管理する情報を連携する法律に規定された制度であります。この制度は、公平・公正な社会の実現や、年金・福祉などの手続きが簡素化されることによる利便性の向上、行政の効率化を図るものであり、市といたしましても法令に基づき適切に運営してまいりたいと考えております。</p>	E